

# 自治会館運営規定

第1条（目的） 自治会館の円滑な運営と維持管理を図るため、利用方法・料金・維持管理の方法等について、この規定を設ける。

第2条（運営管理）

1. 自治会館運営部を設け、自治会館の管理運営に当たる。
2. 自治会館運営部は、利用の許可・利用料金の徴収・維持管理・幹部役員会への報告等を行う。

第3条（利用資格・利用範囲）

1. 自治会会員の利用を原則とする。但し未成年者だけの利用は認めない。
2. 自治会会員以外だけの利用は、会館運営部長の承認を必要とする。
3. 利用時間は原則として、午前8時～午後10時迄で、原則として1回4時間以内とする。
4. 秩序・風俗を害する恐れのある時、政治・宗教・営利目的、建物や付帯設備を破損の恐れのある時等は、利用を中止させる事が出来る

第4条（利用優先順位と利用料金）

- |                         |          |           |
|-------------------------|----------|-----------|
| 1. 災害等非常の場合             | 無        | 料         |
| 2. 自治会員の冠婚葬祭            | 無        | 料         |
| 3. 非自治会員の冠婚葬祭           | 全館1日     | 5,000円    |
| 4. 自治会主催・自治会部・班主催の行事・準備 | 無        | 料         |
| 5. 自治会で認定した同好会の行事       | 無        | 料         |
| 6. 自治会会員を含む行事           | 自治会会員主催  | 無 料       |
|                         | 非自治会会員主催 | 1室 2,000円 |
| 7. その他（教育・公演・教室等）       | 1室       | 2,000円    |
- 利用料金は、自治会館特別会計の収入・積み立てとして運用する

第5条（自治会館特別会計の運用）

1. 維持管理について、10万円未満の保守修繕費は運営部にて決定・運用する。
2. 予算外の10万円を越える保守修繕費は、自治会役員会の承認で決定・運用する。

第6条（利用手続と利用遵守事項）

1. 利用希望者は、所定の利用申込書・許可書に必要事項を記入のうえ運営部に提出する。利用料金は許可書受領時に支払う
2. 利用者は、利用日に利用申込み担当運営委員から鍵を受け取り、利用終了後は点検表に記入して速やかに鍵を返却する事
3. 利用者は、電源・火気・戸締まり・ゴミ・食器整理等、責任を持って確認・処理する事
4. 公園周辺への自動車・自転車の駐車や、騒音には十分配慮する事
5. 利用者が、施設及び備品等の破損・損害を与えた場合は、賠償の責任が生じる事がある。

第7条（規定の改廃）

本規定の改廃は、自治会役員会の決議によるものとする。